

チームもったいないロゴマーク使用規程

(制定) 平成 30 年 7 月 17 日付 30 環総政第 319 号

(目的)

第 1 条 この規程は、「チームもったいない」の啓発・認知度向上のため、チームもったいない設置規程（平成 30 年 7 月 17 日付 30 環総政第 319 号。以下「設置規程」という。）第 5 条第 1 項の「チームもったいない」に参加する企業、自治体、研究機関及び特定非営利活動法人等の団体及び個人（以下「参加団体等」という。）が同条第 3 項においてチームもったいないロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 ロゴマークとは、「チームもったいないロゴマーク使用マニュアル」（以下「使用マニュアル」という。）に示すものであり、東京都（以下「都」という。）が制作した図案及び文字列並びに使用フォント（別図のとおり。）をいう。

(ロゴマークの使用に関する権利)

第 3 条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は都に帰属する。

2 ロゴマークの使用について、使用期限は設けない。

(使用目的)

第 4 条 ロゴマークは、「チームもったいない」の認知度を向上させる目的で使用するものとする。

(使用の範囲)

第 5 条 ロゴマークは、設置規程第 5 条第 1 項の「チームもったいない」の参加登録の通知を受けた参加団体等が使用できるものとする。

2 ロゴマークの使用目的又は使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用をすることができない。

- 一 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- 二 都の信用を失墜し、又は品位を害すると認められる場合
- 三 第三者の利益を害すると認められる場合
- 四 特定の個人、団体、法人（都を除く。）若しくは商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合
- 五 特定の商品名やブランド名として使用する場合

- 六 当該参加団体等の商品及び技術等の品質を都が保証しているかのような誤解を招きやすい方法で使用する場合
- 七 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- 八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- 九 前条の使用目的に鑑みて不相当であると認められる場合
- 十 その他都が不相当であると認める場合

（使用上の留意事項）

第6条 参加団体等は、ロゴマークの使用に当たり、次の各号に掲げることを遵守するものとする。

- 一 本規程、設置規程及び使用マニュアルを遵守すること。
- 二 チームもったいないの参加登録通知を受けたことによるロゴマークの使用の権利を譲渡し、転貸し又は継承しないこと。
- 三 第三者がロゴマークを不正に利用できないよう適正な管理を図ること。
- 四 ロゴマークの使用によって発生した知的財産権及び都が提供したロゴマークデザインに係る素材又は製作物を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

（使用料）

第7条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

（報告及び調査）

第8条 都は、ロゴマークの使用者（以下「使用者」という。）に対して、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（ロゴマークの使用中止）

第9条 設置規程第7条の規定により参加登録を取り消された者は、ロゴマークを使用してはならない。

- 2 第1項の規定により参加登録の取消しを受けた者は、取消しの日からロゴマークを使用することはできない。
- 3 都は、前項の規定により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（参加登録をせずにロゴマークを使用した場合の差止め等）

第10条 都は本規程及び設置規程に基づき「チームもったいない」の参加登録の通知を

受けずにロゴマークを使用した者について、直ちにその使用の停止を請求する。

(経費等の負担)

第11条 都は、本規程及び設置規程による「チームもったいない」の参加登録及びロゴマークの使用に係る経費及び役務を負担しない。

(非保証・免責事項)

第12条 都は、本規程によりロゴマークを使用した使用対象物等についてその品質等の保証責任を負わない。

2 本制度は、使用者が「チームもったいない」の参加登録時に申込みしたロゴマークの使用内容について、都が正確性、適法性を保証するものではなく、使用者がロゴマークの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと又は法令等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

3 本制度は、使用者及び使用対象物について都が推奨を行うものではない。

(賠償責任等)

第13条 都はロゴマークの使用に伴って使用者に生じた損失又は損害について一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、都は、それに関する一切の責務を負わない。

3 使用者は、ロゴマークの使用において故意又は過失により都に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を都に賠償しなければならない。

4 都は前二項の規定に違反する使用者又はロゴマークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うように命ずるとともに法的措置をとるものとする。

(管轄裁判所)

第14条 本規程に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とし、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(所管)

第15条 ロゴマークの取扱いに係る事務は、東京都環境局総務部環境政策課が所管する。

(規程の改定)

第16条 本規程は、都により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

2 本規程の改定により参加団体等に不利益が生じたとしても、都は一切の責任を負わな

い。

(その他)

第17条 本規程に定めのない事項については、都が判断するものとする。

附 則 (平成30年7月17日付30環総政第319号)

この規程は、平成30年7月17日から施行する。

別図

